平成 25 年３月４日

各　位

会社名　　電気興業株式会社
代表者名　　代表取締役社長　進藤　秀一
（コード番号 6706 東証第１部）
問合せ先　　取締役常務執行役員 笠井 克昭
（TEL.03-3216-1671）

「従業員持株会連携型ESOP」導入に関するお知らせ

当社は、平成 25 年３月４日開催の取締役会において、当社の従業員持株会との連携によるインセンティブ・プランである「従業員持株会連携型ESOP」（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．本プランの概要

本プランにおいて、当社株式の保有及び処分を行う信託（以下「本信託」といいます。）を設定のうえ、本信託の受託者（以下「受託者」といいます。）が、当社の従業員持株会である「電気興業従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）による当社株式の継続的且つ安定的な買付けに資するために、(i)借入れにより調達した資金をもって、当社持株会が今後５年間にわたり取得すると見込まれる数において、当社が処分する自己株式である当社株式を取得したうえ、本信託の信託財産に属する当社株式を売り付けること、(ii)本信託の信託財産に属する当社株式につき、当社持株会の加入者（以下「加入者」といいます。）の意思を反映する態様における議決権の行使を行うこと、並びに、(iii)本信託の信託財産に属する当社株式の売却によって当該借入れ返済後も余剰が生じる場合、金銭を加入者のうち所定の要件を充足する者に交付すること等を実施いたします。

なお、当社は、受託者による借入れについて保証いたしますので、万一本信託の終了時までに当社株式の売却による当該借入れの返済に不足が生じる場合等には保証履行を行うこととなります。よって当社株価の下落により、信託終了時点において信託財産内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合には、保証契約に基づいて、当社が保証人として当該残債を一括弁済（保証履行）することとなりますが、従業員への負担は一切ございません（別紙ご参照）。

また、本信託における株式関連業務については、SMBC 日興証券株式会社が行います。

２．本プランの目的

本プランの導入により、従業員の企業意思形成への参画意欲を高めることによるコーポレート・ガバナンスの充実及び強化、並びに、従業員に対する企業価値向上に向けたインセンティブの付与による勤労意欲の高揚を図ることを通じて、当社の企業価値の向上を目指しております。

なお、当社は、本件導入決議と同時に、保有する自己株式 4,610,325 株（平成 25 年１月 31 日現在）のうち 764,000 株（302 百万円相当）を受託者に対して処分することを決議いたしました（詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください）。

以　上

別紙

（ご参考）「従業員持株会連携型 ESOP」概要

「従業員持株会連携型 ESOP」とは、当社持株会と受託者とが当社株式の売買及び議決権行使等に際して連携することを通じて当社の企業価値の向上を目指す新しい従業員持株制度です。

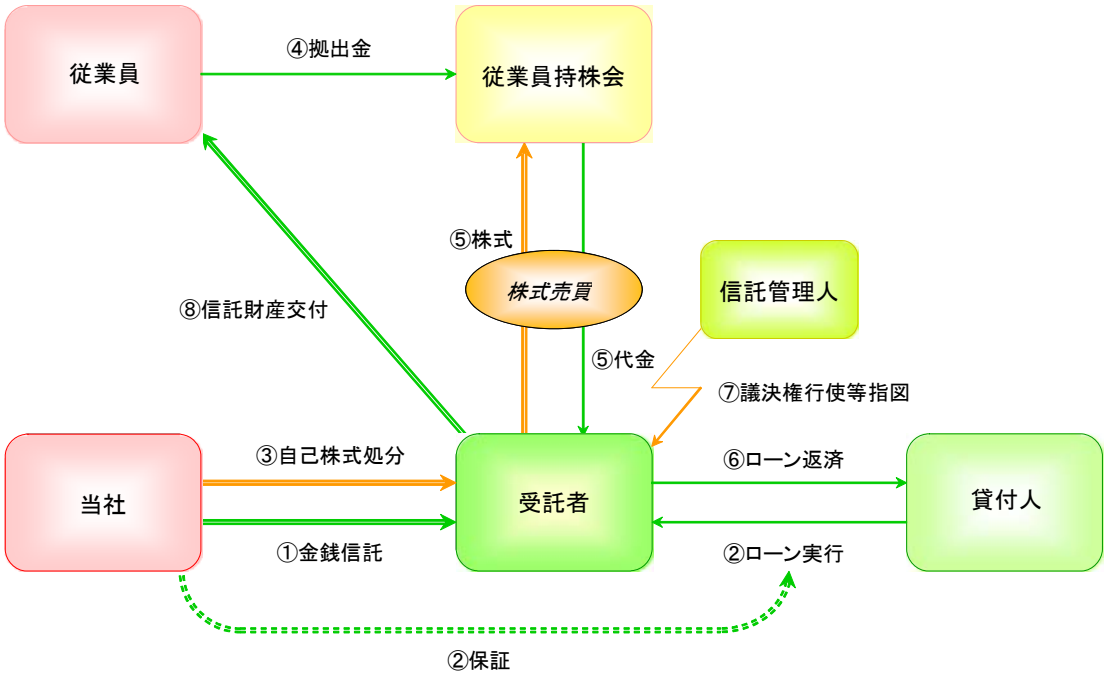

① 当社は、当社持株会の加入者又は加入者であった者のうち所定の要件を充足する者（以下「適格加入者」といいます。）を受益者として、本信託の受託者に対し、金銭を信託します。なお、当該金銭は、本信託の運営費用に充当されます。

② 受託者は、貸付人から借入れを受けます。なお、当該借入れに際し、当社は、貸付人に対して保証を提供し、その対価として受託者から保証料を受け取ります。なお、株価の下落により本信託の終了時までに受託者の借入れが完済されず、本信託が負担する借入債務が残る場合には、保証契約に基づき当社が保証履行し、貸付人に対して一括して弁済いたします。

③ 当社は、受託者に対し、当社保有の自己株式を処分します。

④ 当社持株会の加入者は、給与及び奨励金（福利厚生費）をもって、当社持株会に対し株式購入資金を拠出します。

⑤ 受託者は、本信託の信託財産に属する当社株式を時価で売り付け、また、当社持株会は、加入者からの拠出金及び当社株式に係る配当金をもって、当社株式を時価で買い付けます。

⑥ 受託者は、当社株式の売却代金及び当社株式に係る配当金をもって、貸付人に対する借入れの返済を行います。

⑦ 受託者は、信託管理人の指図により、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権につき当社持株会における議決権行使結果を比例的に反映する内容において行使します。

⑧ 本信託は、信託期間満了日のほか、信託財産内の当社株式が全て売却された場合など、定められた終了事由が発生した場合に終了いたします。受託者は、適格加入者に対し、信託終了時において残存する信託財産を交付します。その際、当社は、受託者から、本信託の運営費用に充当されなかった金銭の交付を受けます。

（処分先の概要）

① 名称　　株式会社三井住友銀行（電気興業従業員持株会信託口）

② 信託契約の内容

委託者　　当社

受託者　　株式会社三井住友銀行

受益者　　当社持株会の加入者又は加入者であった者のうち所定の要件を充足する者

信託契約日　平成 25 年３月４日

信託期間　　平成 25 年３月４日から平成 30 年９月 28 日

以　上